

京都市告示第208号

道路法第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年7月2日

京都市長 門川大作

整理番号	路線名	起終	点	重要な経過地
1	洛北経1の1号線	左京区下鴨東岸本町19番地地先 同上	点	
2	西ノ京経21号線	中京区西ノ京東月光町26番地の8地先 同町30番地の4地先	点	
3	山科竹鼻緯10号線	山科区竹鼻堂ノ前町18番地地先 同町5番地の3地先	点	
4	山科西野緯21号線	山科区西野左義長町39番地の2地先 同区西野離宮町40番地の6地先	点	
5	嵯峨経144号線	右京区北嵯峨山王町15番地の5地先 同町15番地の6地先	点	

(建設局土木管理部道路明示課)